

資料編



用語の解説

ア行

アメニティ

都市計画がめざす居住環境の快適性。数量的に捉えにくい歴史的環境や自然景観などにも配慮した総合的な住み心地の良さのこと。

エコスクール

環境負荷を低くするように設計・建設された学校や、環境教育に活用できる施設を持っている学校、環境負荷の低減に努めて運営している学校など、環境を考慮して整備される学校のこと。

エコトーン

林縁部や水際など2つの異なった生態系の接点域、移行帯。一般的に、多くの生物が生育・生息する空間とされている。

エコロジカル

生態学に関するさま。生態学的に調和がとれているさま。

オープンガーデン

花や緑の環境づくりや交流の輪を広げること、自然の美しさを分かち合うことを目的とし、手入れした自宅の庭を一般開放すること。

オープンスペース

都市や敷地内で建物の建っていない土地。空地。公園や道路、風景地など一般に広く開放され利用される場所。

カ行

ガーデンシティ

産業革命による経済優先の劣悪な都市環境にあった100年前のロンドンで提唱された都市づくりの言葉。大都市郊外において、豊かな自然環境、農業・工業などの生産の場、生活空間が調和して、持続可能となるようにデザインされた理想都市のこと。田原市の将来イメージとして用いている。

街区公園（がいくこうえん）

もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する公園のこと。都市公園の一種である。

海食崖（かいしょくがい）

波の侵食作用によってできた海岸の崖。波食崖（はしょくがい）ともいう。

瓦窯（かわらがま）

瓦を焼くための窯。古代では、多く丘陵の斜面を利用した登り窯であった。

環境保全型農業（かんきょうほぜんがたのうぎょう）

家畜排せつ物の有効利用によるたい肥などを活用した土づくりや、化学肥料・農薬使用の低減など、環境と調和のとれた持続的な農業生産方式を採用する農業のこと。

緩衝緑地（かんしょうりょくち）

大気汚染・騒音などの公害防止やコンビナート地帯などの災害防止を図ることを目的として設けた緑地。

幹線道路（かんせんどうろ）

原則2車線の道路であり、集落相互を連絡する生活関連道路の骨格を構成し、主要幹線道路（高速道、一般国道等）を補完するもの。

急傾斜地崩壊危険区域（きゅうけいしゃちほうかいきけんくいき）

傾斜度30度以上の急傾斜地で、崩壊により居住者などに危害が生じるおそれがあるため、地域の状況に応じ、防護施設などを配置していく区域。

キラリ100選

渥美半島の新たな魅力づくりのため、一般公募により選定した渥美半島の新しい観光資源や、地域でお宝になり得るものなどのこと。

クラインガルテン

ドイツ語で「小さな庭」を意味する。ドイツで19世紀初めに自給自足のために作られた小作農園がはじまりで、本計画では滞在型市民農園のことを示す。

クリーンエネルギー

地球温暖化や大気汚染の原因となる二酸化炭素や大気汚染ガスなどの排出量が少なく、環境負荷の少ないエネルギー（太陽光・風力・水力等）のこと。

グリーンバンク

市民などの所有する不要になった樹木を登録し、必要とする市民や事業者、団体への斡旋を行うしくみのこと。

景観形成機能（けいかんけいせいきのう）

田原市における4つの緑の機能のうちの1つ。山々や海岸などの骨格となる自然景観・地域の個性を感じさせる田園景観などの構成要素、都市景観に風格を与える要素としての機能や眺望地点の場、豊かな自然を象徴するランドマークとしての機能のこと。

高次都市機能（こうじとしきのう）

拠点都市の中心市街地や駅周辺において、業務、商業、文化、娯楽、情報等が集積した状況をいう。

コミュニティガーデン

直訳すると、「地域の庭」になるが、地域住民が主体となり、地域のために自分たちで共同の庭となる場所を選定、提供し、庭の造成や維持管理などの活動を自主的に行っている『緑の空間づくり』の活動、もしくはその空間を指す。

コミュニティ道路

歩道を設置し、また、車道をジグザグにしたり狭くしたりして車のスピードを抑え、歩行者の安全を実現する道路のこと。

サ行**砂防指定地（さぼうしていち）**

土砂の流出による被害を防止するため、砂防設備を設置していく区域。

市街化区域（しがいかくいき）

都市計画法（1968）及び関連法令の規制を受けるべき土地として指定される「都市計画区域」のうち、既に市街地を形成している区域か、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。市街化区域内には、住居専用地域、商業地域、工業地域などの地域地区（用途地域）が定められることが多い。

都道府県は、都市計画区域に無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために必要があるときは、都市計画に「市街化区域」と「市街化調整区域」との区分を定めることができることとされている（都市計画法第7条）。

市街化調整区域（しがいかちょうせいくいき）

都市計画法（1968）及び関連法令の規制を受けるべき土地として指定される「都市計画区域」のうち、市街化を抑制すべき区域。したがって、市街化拡大のおそれのない開発が特例として認められる以外、原則として開発は認められない。また、区画形質の変更を伴わないような建築行為も都道府県知事などの許可が必要とされている。

都道府県は、都市計画区域に無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために必要があるときは、都市計画に「市街化区域」と「市街化調整区域」との区分を定めることができることとされている（都市計画法第7条）。

施設園芸（しせつえんげい）

温室やハウスなど施設を利用して行う園芸作物の栽培。

市政ピーアール講座

田原市の普段なじみのない施策や事業などについて、市民の皆さんに身近な話題や体験を通じて知っていただくための講座。

施設緑地（しせつりょくち）

都市公園法に基づいた「都市公園」、「公共施設緑地」と「民間施設緑地」に区分される。「公共施設緑地」とは都市公園以外の公有地、または公的な管理がなされている公園緑地に準じる機能を持つ施設であり、「民間施設緑地」とは、民有地で公園緑地に準じる機能を持つ施設を指す。

自然エネルギー（しぜんえねるぎー）

太陽光、水力、風力、地熱など自然活動により生み出されるエネルギー。

自然保全・緑化活動のための重点施策

田原市の自然環境及び緑の将来像を実現するために、「まもる」「つくる」「はぐくむ」の観点から、施策の内容を明確にし、より具体的な展開を図るためのプロジェクトのこと。例えば、アカウミガメ産卵地の保護（表浜）、市民の森づくり（田原市市民記念植樹事業）の推進など。

視点場（してんば）

多数の人々により利用されている施設など人間の視点が位置する場所のこと。例えば、三河田原駅、蔵王山、サンテパークたはらなど。

蛇紋岩（じゃもんがん）

姫島や笠山など市内の所々に分布している岩石。普通の岩石の主成分はケイ酸であるが、蛇紋岩は酸化マグネシウムを主成分とするため、この岩石の分布する地域では一般的に植物の成長が悪い。

周伊勢湾要素植物群（しゅういせわんようそしょくぶつぐん）

地質時代に東海地方を中心として分化、新生した種群及び当地方に分布の中心をもち、生育量が多い植物群。「周東海湖要素」ともいう。

住区基幹公園（じゅうきかんこうえん）

都市公園のうち住民の生活行動圏域によって配置される比較的小規模な公園のこと。都市計画で位置づけられた街区公園、近隣公園及び地区公園が含まれる。

集水域（しゅうすいいき）

降水が地表流として流出する際、起伏のある山岳地帯や台地等を境にして容易に特定の河川に降水が集中すると考えられる地域。

循環型社会（じゅんかんがたしゃかい）

廃棄物の発生抑制、循環資源の利用及び適正な処分が確保されることで資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

植生（しょくせい）

ある土地に生育している植物を全体的に示すときに用いられる。草原や森林などのほか、コナラ林など代表的な植物名で表現されることも多い。

シンボルエリア

日常的、広域的に人を集積し、全市の自然性の向上を目指し、重点的に「緑」の改善が求められる市街地や観光レクリエーション地のこと。

シンボル拠点

将来に向けてまもるべき重要な自然環境のある地域や、「緑」及び観光レクリエーションという観点を考慮した上で、田原市の特性を代表する箇所のこと。例えば、三河田原駅前、中央公園、伊良湖岬など。

シンボル公園

田原市の緑の将来像実現に向けて、自然環境保全及び緑のあり方を考慮する上で重要な地域、公園、緑地などのこと（既存のもの及び将来設置されるものを含む）で、シンボルエリア、シンボル拠点、スポット拠点やそれを結ぶネットワークを指す。

水源かん養機能（すいげんかんようきのう）

降った雨を蓄え、ゆっくりと川に流すことで、安定した川の流れを保ち、洪水や濁水を緩和する働きや、きれいな水を育む効果のこと。

スポット拠点

ネットワーク上にあり、地区の特性を代表する文化、歴史、自然、施設としてポテンシャルがある箇所のこと。例えば、田原城址、ハマボウの野生地、恋路ヶ浜など。

スローライフ

ゆったりした時間をもつ生活様式。

生態系ネットワーク

生物の移動や繁殖を助け、より多様な生物が生息できる環境を生物に提供するために特性の異なるさまざまな環境を河川、緑道、街路樹、用水路などで結びつけること及びそのルート。

ゼロエミッション

製造工程などから排出されるゴミを価値ある物として全て再利用することで、廃棄物ゼロを目指すこと。

タ行

多自然型工法（たしぜんがたこうほう）

治水上の安全性を確保しつつも、生物の良好な生息・生育環境をできるだけ改変しない、また、改変せざるを得ない場合でも最低限の改変にとどめ、良好な河川環境の保全あるいは復元を目指す、自然環境に配慮した（河川）工事のこと。

多自然型護岸（たしぜんがたごがん）

直線的にコンクリートで固めるのではなく、水辺に親しむことができ、生物の生息場所が確保できるよう配慮した護岸工法。できるだけ自然の素材を使用する。

地域制緑地（ちいきせいりょくち）

「法によるもの」や「協定によるもの」、「条例などによるもの」の3種に分けられ、その内「法によるもの」には、風致地区、近郊緑地保全区域、歴史的風土保存区域、緑地保全地区、生産緑地地区などの制度が含まれ、一定の土地の区域に対して指定し、その土地利用を規制することで、良好な自然的環境などの保全を図ることを目的とした都市計画体系上の緑地保全に係る制度の総称。田原市においては、保安林区域、自然公園、農業振興地域・農用地区域などが地域制緑地にあたる。

チップ舗装

古くなった木や材木、剪定された樹木の枝などを細かく砕いてできるウッドチップを利用した舗装。公園の遊歩道などに用いられる。

地被（ちひ）

地面を覆っている雑草やコケ類など。

抽水植物（ちゅうすいしょくぶつ）

水生植物のうち、水底に根を張り、茎の下部は水中にあるが、茎か葉の少なくとも一部が水上に突き出ているもの。

潮害防備保安林（ちょうがいぼうびほあんりん）

津波や高潮の勢いを弱め、住宅などへの被害を防ぐ役割をもつ保安林、また、海岸からの塩分を含んだ風を弱め、田畑への塩害などを防ぐ役割をもつ保安林のこと。

低木（ていぼく）

通常、ヒトの身長以下の高さの樹木をいう。主幹と枝との区別がはっきりせず、根もとから多くの枝に分かれているものが多い。灌木（かんぼく）ともいう。

都市計画区域（としけいかくくいき）

市または一定の要件を備える町村の市街地を含み、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域。または首都圏整備法（1956）・近畿圏整備法（1963）による都市開発区域など新たに都市として開発、保全する必要がある区域で、都道府県が都市計画法（1968）に基づき指定した区域。区域が指定されると当該区域を対象として都市計画が策定される。

都市公園（としこうえん）

都市公園法の第2条において定義されるもので、地方公共団体が都市計画施設として設置する公園緑地、地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園緑地、国が設置する公園緑地を含めたもの。

都市緑地（としりょくち）

都市にある樹林地・草地・水辺などの緑地の総称。主として、都市の自然的環境の保全及び改善や都市景観の向上を図ることを目的として設置される都市公園の種別の一つ。

土砂流出防備保安林（どしゃりゅうしゅつぼうびほあんりん）

樹木の根と地面を覆う落ち葉や下草が、雨などによる表土の侵食、土砂の流出、崩壊による土石流などを防ぐ役割をもつ保安林のこと。

土石流危険渓流指定地域（どせきりゅうきけんけいりゅうしていちいき）

土石流の発生の危険性があり、5戸以上の人家などに被害を生ずるおそれがあるため、地域の状況に応じ、防護施設などを設置していく区域。

豊川用水の調整池（とよかわようすいのちょうせいち）

農業用水の利用において、使用量の変動に対応して供給量を調整できるよう用水の水をたくわえた池

ハ行**バイオマス**

エネルギー源として利用可能な生物資源の総体。

バリアフリー

障害となるものを取り除き、高齢者や障害者をはじめ、全ての人にとって生活しやすいようにすること。

ヒートアイランド現象

都市の多くが人工的構造物に覆われて緑地が少ないことや、人間の生活や産業の活動に伴う人工熱の放出、大気汚染等が原因となり都市部が郊外に比べて気温が高くなること。

ビオトープ

野生生物の生息する空間のことで、生態系としてとらえることの可能な最小の地理的単位のこと。その概念をもとに、1970年代にドイツで庭園、公園、河川敷などに湿地、草地、林などを作り、野生生物を呼び戻そうとの活動がさかんになり、わが国においても近年、この考えを基本とした湿地等の再生が行われている。この再生された湿地等をビオトープと呼ぶことも多い。

干潟の後背地（ひがたのこうはいち）

干潟の周辺にあって、干潟と密な関係を有する地域。河口部に位置する干潟に対して、汐川に沿った下流部の水田地域がこれに当たる。

飛砂防備保安林（ひさぼうびほあんりん）

砂浜などから飛んでくる砂を防ぎ、隣接する田畑や住宅をまもる役割をもつ保安林のこと。

貧栄養湿地（ひんえいようしっち）

花崗岩や流紋岩などからなる、やせた山や洪積層と呼ばれる砂礫が堆積する丘陵が分布する地域では、地層中に地下水を透さない不透水層があると、地層が露出するところからたまった地下水がしみだし湿地ができる。里山の谷底や崩壊した斜面に湿地ができ、湧き出す水は酸性で貧栄養であるため貧栄養湿地と呼ぶ。

フィッシャーマンズハウス

釣り客の休憩・食事、船の発着機能をもつ施設。

風衝地低木林（ふうしょうちていぼくりん）

風が強く、一般に礫が多く、乾燥しやすい環境に成立する低い林。

風致景観（ふうちけいかん）

自然的な要素に富んだ土地における良好な景観のこと。

保安林（ほあんりん）

水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成など、特定の公共目的を達成するため、森林法に基づき農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林のこと。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更などが規制される。

ポケットパーク

まちの一角などに設けられる小公園のこと。

ぼた

貝殻などを積み上げて造った津波除け堤防。日出・堀切海岸に現存する。

ポテンシャル

潜在的な力。

マ行**毎木調査（まいぼくちょうさ）**

測定対象林分のすべての立木について、樹木個体の高さ、直径、周囲長などを測定する調査のこと。

滞浚渫（みおしゅんせつ）

内湾や河口付近で、遠浅の海底に沖合まで刻まれた浅い水の流れの筋を、水底をさらい、土砂などを取り除いてつくること。

ヤ行**谷戸（やと）**

台地や丘陵地が湧水などの侵食によって複雑に刻みこまれた小規模な谷地形のこと。雑木林、清流、水田などが残り、多様な生物が生息する地域であることが多い。「谷津（やつ）」とも呼ばれる。

遊休農地（ゆうきゅうのうち）

耕作などの利用を休止している農地。

養浜（ようひん）

突堤（防波堤や防砂堤として陸から海へ長く突き出した堤防のような建造物）を設置して砂の堆積を促すなどして、砂浜などの環境を育成すること。

ラ行**ライフライン**

電気、水道、ガス、電話など、日常生活に不可欠な線や管で結ばれたシステムの総称。

ランドマーク

山や高層建築物など、視覚的に目立つもの。ある特定地域の景観を特徴づける目印。

リーディングプロジェクト

緑化重点整備地区及びシンボル拠点の中から、自然環境保全や身近な緑をつくるなどの緑化推進のための市民活動の拠点となり、今後この計画を推進する上で緊急的課題を要するプロジェクトのこと。例えば、三河田原駅前、谷ノ口海岸（モデル地区）など。

リサイクルチップ

立木・伐根・建設廃材などを細かく裁断したもの。

利用ネットワーク

人が自然環境を高めるきっかけを促すために利用する、国道 42 号や国道 259 号などを軸とした、道路、トレイル、散策路、自動車道のこと。

緑被率（りょくひりつ）

ある地域又は地区における緑被面積の占める割合。

緑化重点整備地区（りょっかじゅうてんせいびちく）

田原市の自然環境及び緑の将来像を実現するために、先導的・重点的に推進すべき象徴的な地区。

レクリエーション機能

田原市における 4 つの緑の機能のうちの 1 つ。日常レクリエーション、広域レクリエーション、レクリエーション活動の場としての機能のこと。

【出典】

- ①大辞林 第二版 1995 年 11 月 三省堂
- ②田原市シンボル公園ネットワーク計画 平成 17 年 3 月 田原市
- ③特定非営利活動法人 日本ビオトープ協会HP
- ④infoseek マルチ辞書（インターネット）
- ⑤緑の基本計画ハンドブック 2001 年版 社団法人日本公園緑地協会



委員会構成

田原市シンボル公園ネットワーク検討委員会名簿

(敬称略)

	氏 名	職 名
会 長	阿蘇 裕矢	静岡文化芸術大学文化政策学部教授
副会長	寺本 和子	豊橋創造大学短期大学部教授
	丸山 宏	名城大学農学部教授
	河合 寛	田原市校長会代表
	伊藤 鎗市	泉校区総代
	古川 美栄	元渥美町教育委員
	古橋 一毅	田原市総代会代表
	渡邊 賢治	元赤羽根町文化協会長
	仲谷 政弘	田原市緑化推進委員会委員長
	東田 昭夫	田原市観光協会
	大羽 幸雄	NPO 田原菜の花エコネットワーク理事長
	梶野 保光	環境省環境カウンセラー
	高橋 康夫	愛知県環境審議会専門調査員
	岩山 恭子	愛知県建設部公園緑地課 主幹
	山本 剛久	愛知県東三河農林水産事務所林務課 主任主査

<平成16年度委員氏名(当時の職名)>

伊藤 三也(田原市文化財保護審議会委員)
 中西 正(愛知県自然環境保全審議会専門委員)
 山田 政俊(田原市校長会代表)
 河合 武次(たらめ会代表)
 瓜生 徳男(田原市総代会代表)
 福井 康雄(元赤羽根町教育委員長)
 宮下 元夫(トヨタ自動車(株)田原工場企画ボランティア代表)
 赤堀 敏彦(愛知県建設部公園緑地課 主任主査)
 竹内 優行(愛知県東三河農林水産事務所林務課 主任主査)

<平成15年度委員氏名(当時の職名)>

上田 光(田原市校長会代表)
 齋藤 啓次(愛知県東三河農林水産事務所林務課 主任主査)

田原市シンボル公園ネットワーク検討策定部会名簿

	職 名	氏 名
会 長	助 役	菰田 稀一
副会長	収 入 役	河辺 光明
	教 育 長	瓜生 堅吉
	総 務 部 長	彦坂 善弘
	財 務 部 長	菰田 信幸
	市 民 部 長	八 木 学
	福 祉 部 長	松井 克志
	環 境 部 長	山下 政良
	経 済 部 長	富田 美義
	建 設 部 長	林 勇 夫
	都市整備部長	讃岐 俊宣
	水 道 部 長	立岩 正昭
	赤羽根支所長	渡会 清繼
	渥美支所長	小川 道夫
	消 防 長	鈴木 利雄
	教 育 部 長	福井 源作
議会事務局長	加 子 勉	

<平成16年度委員氏名（当時の職名）>

山田 憲一（総務部長）

夏目 甲子男（市民部長）

金田 信芳（都市整備部長）

田原市シンボル公園ネットワーク検討幹事会名簿

職 名	氏 名
総務部企画課長	杉浦 拓
財務部財政課長	河合 紀行
市民部市民課長	渡邊 由男
福祉部健康課長	中神 博人
環境部エコエネ推進室長	渡邊 澄子
環境部環境衛生課長	川口 昌宏
経済部企業立地課長	大谷 紀夫
経済部商工観光課長	菰田 敏則
経済部農政課長	鈴木 輝明
建設部土木課長	河合 豊記
都市整備部街づくり推進課長	鈴木 春男
都市整備部公園緑地課長	伊藤 茂紀
都市整備部建築課長	太田 次男
赤羽根支所市民生活課長	寺田 博隆
渥美支所市民生活課長	伊藤 康弘
消防本部防災対策室長	寺田 幸弘
教育委員会生涯学習課長	鈴木 眞一郎
教育委員会文化財課長	藤井 敏久

<平成16年度委員氏名(当時の職名)>

大場 善幸(総務部企画課長)
 山下 政良(市民部環境課長)
 森下 忠一(経済部農政課長)
 太田 健(赤羽根支所市民生活課長)
 讃岐 俊宣(市街地再開発推進室長)
 真木 猛(都市計画課長)

<平成15年度委員氏名(当時の職名)>

太田 誠雄(公園緑地課長)

田原市シンボル公園ネットワーク計画書

「田原市緑の基本計画」

平成 19 年 3 月

編集・著作 愛 知 県 田 原 市

委 託 先 株式会社 プレック研究所

シンボル公園ネットワーク計画
「田原市緑の基本計画」

平成19年3月 発行

田原市都市整備部公園緑地課
愛知県田原市田原町南番場30-1
TEL 0531-23-4103
FAX 0531-23-0180

